

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会ワーキンググループ規程

第1条 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）規約第19条により、次のワーキンググループをおく。

- (1) 中国・台湾ワーキンググループ
- (2) アセアンワーキンググループ

第2条 各ワーキンググループには、それぞれ事務局をおく。

第3条 各ワーキンググループの事務局は次のとおりとする。

- (1) 中国・台湾ワーキンググループ
三重県雇用経済部県産品振興課
- (2) アセアンワーキンググループ
三重県雇用経済部県産品振興課

第4条 各ワーキンググループの構成員は次のとおりとする。

- (1) 中国・台湾ワーキンググループ
中国・台湾への輸出に取り組む意向があり、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体
- (2) アセアンワーキンググループ
アセアン諸国への輸出に取り組む意向があり、流通及び販売に関わる個人・企業及び団体

第5条 各ワーキンググループは、協議会規約第3条に掲げる事業について、検討テーマごとに具体的な活動を行う。

第6条 各ワーキンググループは、原則として協議会総会までに協議会事務局あて活動報告書を提出する。

第7条 この規程に定めるもののほか、各ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、各ワーキンググループにおいて別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年5月12日から施行する。
- 3 この規定は、令和4年5月31日から施行する。

